

堺市公報 第223号	令和4年7月1日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○道路法に基づく歩行者専用道路の指定について 【建設局土木部路政課】	1
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	2
<公告>	
○堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の利用料金について 【文化観光局観光部観光推進課】	4
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	7
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	8
○堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの使用時間について 【建設局公園緑地部大浜公園事務所】	8
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について 【農業委員会事務局】	9

告 示

堺市告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 路 線 名 阿弥101号線
阿弥102号線

2 指定する期日 告示の日



堺市告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

市道路線区域決定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
7375	阿弥101号線	美原区阿弥129番4地先	2.99		
		美原区阿弥126番2地先	7.57	107.54	
7376	阿弥102号線	美原区阿弥129番14地先 美原区阿弥129番4地先	3.00	53.69	

公 告

堺市公告第372号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第26条第2項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利品の杜）の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 常設展観覧料等

(1) 常設展観覧料

	個人	団体
一般	300円	240円
高校生	200円	160円

※1 中学生以下の者は、無料

※2 この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

(2) 企画展観覧料及び常設展観覧料（共通料金）

	個人	団体
一般	800円	740円
高校生	600円	560円
中学生以下	300円	300円

※1 未就学児は、無料

※2 この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

※3 この表で定める観覧料は、令和4年7月9日から同年9月4日までの間に開催する企画展を観覧する場合に適用する。

2 共用（個人）使用料

【立礼呈茶料（茶の湯等体験室）】

	個人	団体
一般	800円	640円
高校生	700円	560円
中学生以下	600円	480円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

【茶室お点前体験料（茶の湯等体験室）】

10人以上の団体での予約制

	一般団体 （1人当たり）
一般	1,000円
高校生	900円
中学生以下	800円

	学校団体 （1人当たり）
学校園の生徒 （小学生・中学生）	300円

【個人向けお点前体験料（茶の湯等体験室）】

一般	1,000円
高校生	900円
中学生以下	800円

【さかい待庵使用料（復元茶室）】

	個人
一般	300円
高校生	300円
中学生以下	300円

【さかい待庵特別観覧セット（常設展観覧、立礼呈茶及び待庵）】

	個人	団体

一般	1,300円	1,040円
高校生	1,100円	880円
中学生以下	800円	640円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

【常設展観覧・VRゴーグルセット】

	個人	団体
一般	1,400円	1,120円
高校生	1,300円	1,040円
中学生以下（13歳以上）	1,200円	960円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

3 駐車場料金

【普通車】

1時間ごとに200円（1日最大1,400円）

【バス】

1日 1,000円

4 専用（団体）使用料

【講座室】

タイプ	午前の部		午後の部		全日の部	
	午前9時から 午前12時まで		午後1時から 午後6時まで		午前9時から 午後6時まで	
全室の利用（90㎡、定員60人）	3,240円		6,480円		8,640円	
半室の利用（45㎡、定員30人）	1,620円		3,240円		4,320円	
附属設備使用料	映像設備	120インチスクリーン、ビデオプロジェクター、DVDブルーレイ及びテレビ			540円	
	音響設備	有線マイク2本、有線グースネックマイク1本、ワイヤレスマイク1本、ワイヤレスマイク2本及びマイクスタンド2本			540円	

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

【企画展示室】

タイプ	午前の部	午後の部	全日の部
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
全室利用 (172.5㎡)	6,480円	12,960円	17,280円
半室利用 (86.25㎡)	3,240円	6,480円	8,640円

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

【茶室広間】

タイプ	午前の部	午後の部	全日の部
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
8畳3間	7,290円	14,580円	19,680円

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

5 附属設備利用料金

【VRゴーグル】

	個人	団体
一般	1,200円	960円
高校生	1,200円	960円
中学生以下 (13歳以上)	1,200円	960円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

堺市公告第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区土師町二丁982番7、982番9及び982番13から982番16まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区深井畑山町2639番地1

有限会社カネキホーム

代表取締役 津田 加洲夫

~~~~~  
堺市公告第374号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区上608番2、608番13から608番30まで及び608番33

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号

株式会社サンユウ都市開発

代表取締役 松永 泰成

~~~~~  
堺市公告第375号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの使用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

堺市長 永 藤 英 機

名称	使用時間	その他
金岡公園プール 大浜公園プール	午前9時30分から午後6時まで	開場期間は、7月1日から8月31日までとする。

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第7号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

堺市農業委員会

会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和4年7月7日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他